

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年7月24日

鹿児島地方法務局 登記官 小関寿春

記

手続番号 第3400-2024-0055号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

鹿児島市上谷口町966番5

手続番号 第3400-2024-0056号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

鹿児島市上谷口町966番7

手続番号 第3400-2024-0057号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

鹿児島市上谷口町966番9

手続番号 第3400-2024-0058号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

鹿児島市上谷口町967番1

手続番号 第3400-2024-0059号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

鹿児島市上谷口町967番2

手続番号 第3400-2024-0060号

表題部所有者不明土地に係る所在事項

鹿児島市上谷口町967番3